小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第６８７号

東京都文京区音羽１―15―12―606、認可決定時の住所さいたま市南区南浦和３―37―18―403

再生債務者　八田　一雄

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年10月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年12月20日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第６号

青森市柳川１丁目２番97号　アルデール柳川212号

再生債務者　吉田　明仁

1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年１月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月21日から平成26年２月４日まで

青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第１００９４号

東京都町田市旭町３―26―５　クレストハイムＡ―102

再生債務者　渡邉　和孝

1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年１月17日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月31日から平成26年２月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

神奈川県横須賀市追浜東町１丁目49番地29

再生債務者　宮腰　一徳

1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年１月17日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月31日から平成26年２月７日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００７３号

東京都北区田端１―11―７―404

再生債務者　川村祐一郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月15日まで

平成25年12月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００７５号

東京都国立市西２―30―16

再生債務者　加藤精一郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月15日まで

平成25年12月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号

徳島県徳島市上助任町三本松370番地の７

再生債務者　林　眞由美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月17日まで

平成25年12月20日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第８号

札幌市手稲区稲穂５条２丁目３番５号

再生債務者　志賀　重則

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月21日まで

平成25年12月24日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第５号

山形市鈴川町２丁目10番17号　リブ鈴川103号

再生債務者　小松　聖和

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月23日まで

平成25年12月24日　　山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

千葉県香取郡多古町飯笹1799番地　シティハイツ飯笹201号

再生債務者　酒巻　弘欣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月20日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再ロ）第２号

北九州市小倉南区貫弥生が丘２丁目３番25号

再生債務者　原賀　一彰

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月19日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再ロ）第１００６４号

東京都江東区東砂４―７―８

再生債務者　篠原　徳雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目156番地２長岡方

再生債務者　田久保大樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月24日

さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年十二月十一日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十五年十二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十日

掲載頁　七十八頁（号外第一四九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月二日

掲載頁　九十五頁（号外第一四二号）

平成二十六年一月八日

京都府向日市寺戸町二ノ坪二二番地

（甲）ジーエス・ドイ・テック株式会社

代表取締役　水谷　實

京都市南区久世築山町三三七八の四

（乙）ジーエス・ヘイアン・ライティング株式会社

代表取締役　塩見巧一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十二月二十四日

掲載頁　九十二頁（号外第二八〇号）

平成二十六年一月八日

大阪府高槻市宮野町二番二四号

（甲）株式会社輝

代表取締役　大西　恭子

大阪府高槻市宮野町二番二五号

（乙）株式会社サンライズ

代表取締役　飯田　知子